

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年2月6日（平成27年（行個）諮問第21号）

答申日：平成29年1月23日（平成28年度（行個）答申第159号）

事件名：本人の情報提供による監督指導に係る監督復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成25年特定月日特定事業場内にて起きた私の労災事故の死傷病報告書が、その都度遅滞なく提出しなければならない義務があるにもかかわらず、平成26年特定月日A時点で提出されていない事について私が特定監督署担当者に申告した件全般、特定月日Bに書類送付にて申告した件、調査内容、指導内容、申告内容、判断過程等」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成26年9月30日付け埼玉労働局個開第26-95号により埼玉労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、開示されていない部分が多々あるとして、その全部開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

全部開示を求める。

開示された文書には、私が会社から使用させられた特定機械も特定部品メーカー、品番、型番、状態等が一切記載されていない（調査をしているのだから知っているはず）。

私が特定監督署特定職員A及び監督署と電話口頭監督署内面会等にて会話した内容等が多々欠落している。開示されていない部分が多々あるア 労働局監督課への報告、伝達業務を果たしていないから開示されないのでは？

私は全ての記録を残すよう監督署に言ってあり了解を得ています。

少なからず、私が監督署側から、それまで実際にお聞きした全ての話、説明、報告、結果等及び、私が特定監督署に、それまでした意見、主張、意思表示、情報提供、申告、相談、異議、苦情、要望、批難等は、開示されなければおかしいはずである。

さらに埼玉労働局総務部企画室特定職員B及び企画室から、平成26年9月1日電話にて補正の確認をしたと一方的に言われ、私の書いた文を消されたまま開示決定がでてしまっている現状がある。

私は再三にわたり平成26年9月1日電話にて補正された事実はないと異議を述べたり、意思表示をしたり、厚生労働省から私の話を伝えてもらったりもしたが、最終的に局として判断したと特定職員Bから言われ一部修正決定、一部変更決定、開示決定の取り消し等をされることはなかった。

この事について室長に連絡をくれるようお願いしたりした。

この事について特定職員Cにたいしても経緯を説明し、助けてくれ、業務を遂行するよう言ってくれとおねがいもした。

イ 背景として大事だと思って記入した事であり、この文がなくなると私が本来求めている個人情報開示請求書とはかけ離れてしまうと強く感じている為と、この文がなくなると本来でるはずの開示決定がでないと感じる為。

ウ 死傷病報告書にかかわる話を特定して開示請求したにもかかわらず、死傷病報告書以外の文書が実際に届いている。私の請求した内容とはあきらかに違うし私の本来求めた請求とかけ離れている。結果として違うものが実際に届いている。実にまぎらわしい。

そして私が請求した死傷病報告に関してはほとんどが開示されていなかったと感じる為。

(中略)

これら一連の事が、私には監督署側の人間が、自分たちの都合の良いところだけを開示して、都合の悪いところは闇に葬っていて隠蔽工作と強く感じてしまう(会話等は録音有り)。

(後略)

## (2) 意見書

審査請求人から、平成27年3月10日、同月31日、4月20日、5月7日及び同月18日に意見書が当審査会宛て提出された(当該申告事案に係る被申告事業場への提供は適当でない旨の意見が審査請求人から提出されていることから、その内容は記載しない。)

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求人」という。）が平成26年8月27日付け（同年9月1日受付）で行った「平成25年特定月日特定事業場内にて起きた請求人の労災事故の死傷病報告が、その都度遅滞なく提出しなければならない義務があるにもかかわらず、平成26年特定月日A時点で提出されていない事について請求人が特定監督署特定担当者に申告した件全般、特定月日Bに書類送付にて申告した件、調査内容、指導内容、申告内容、判断過程等」の開示請求に対し、処分庁が平成26年9月30日付け埼玉労働局個開第26-95号により行った部分開示決定（原処分）を不服として、平成26年11月7日付け（同月10日受付）をもって提起されたものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした情報のうち、下記3（3）に掲げる部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

## 3 理由

### （1）保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は、請求人から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法（昭和22年法律第49号）等の違反があるとした情報提供による監督指導に係る関係書類であり、別表2に掲げる文書番号1ないし6の文書（以下、第3において「対象文書」という。）である。

本件審査請求を受け、諮問庁において対象文書の確認を行ったところ、以下に記載する情報は、請求人の個人に関する情報ではなく、さらに請求人を識別できる情報が含まれていないことから、請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

是正勧告書（控）（対象文書4）

是正勧告書（控）の是正確認欄については、専ら業務処理上必要な情報であり、請求人個人を識別できる個人情報が含まれていないため、請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

### （2）不開示情報該当性について

#### ア 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（対象文書1）

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳はかかる申告事案の処理状況及

びその経過が記載された文書である。

申告処理台帳には、一般的に「受理年月日」、「処理着手年月日」、「完結年月日」、「完結区分」、「申告処理台帳番号」、「受付者」、「担当者」、「被申告者の事業の名称」、「同所在地」、「同事業の種類」、「同事業の代表者」、「申告者の氏名」、「同住所」、「同事業場内の地位」、「申告事項」、「申告の経緯」、「申告事項の違反の有無」、「倒産による賃金未払の場合の認定申請期限」、「違反条文」、「移送の場合の受理監督署及び処理監督署」、「処理経過直接連絡の諾否」、「付表添付の有無」、「労働組合の有無」、「労働者数」及び「申告の内容」等が記載されている。

また、申告処理台帳続紙には、一般的に、「処理年月日」、「処理方法」、「処理経過」、「措置」、「担当者印」、「次長・主任（課長）印」及び「署長判決」が記載されている。

対象文書1の申告処理台帳続紙（6頁ないし35頁）の処理経過欄の記載のうち、なお不開示とした部分には、労働基準監督官が面接した人物、当該事案に対する被申告事業場の見解、労働基準監督官が行った被申告事業場に対する指導内容、担当者の意見、処理方針等が記載されている。

対象文書1の①及び③は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

また、対象文書1の①ないし④は、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書1の①及び②は、請求人以外の個人に関する情報であり、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、当該部分を不開示とすることが妥当である。

#### イ 担当官が作成又は収集した文書（対象文書2）

対象文書2の①は、労働基準監督官の意見等が記載されており、こ

これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督官の意志決定の経過等が明らかになるため、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

対象文書2の②には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり、当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法14条3号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報には、労働基準監督官による申告処理の過程において労働基準監督官が行った監督指導の手法等に係る情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば、必要な資料が隠蔽されることにより正確な事実の把握が困難となり、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては法違反の発見ができなくなるおそれがある。さらには、このような法違反が発見されない状況は事業者の法違反行為を惹起することとなり、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれが生じることとなる。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、これらの情報には、請求人以外の個人に関する情報が含まれており、当該情報は法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、当該部分を不開示とすることが妥当である。

#### ウ 監督復命書及び続紙（対象文書3）

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書であり、一般的には、監督復命書の標題が付され、「完結区分」、「監督種別」、「整理番号」、「事業場キー」、「監督年月日」、「労働保険番号」、「業種」、「労働者数」、「家内労働委託業務」、「監督重点対象区分」、「特別監督対象区分」、「事業の名称」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「代表者職氏名」、「店社」、「労働組合」、「監督官氏名印」、「週所定労働時間」、「最も賃金の低い者の額」、「署長判決」、「次長決裁」、「主任（課長）決裁」、「参考事項・意見」、「No.」、「違反法条項・指導事項等」、「是正期日（命令の期日を含む）」、「確認までの間」、「備考1及び2」、「面接者職氏名」、「別添」等が記載されている。

また、監督復命書の続紙には、一般的には監督復命書（続紙）との標題が付され、「監督種別」、「整理番号」、「参考事項・意見」が記載されている。

（ア）監督復命書の参考事項・意見欄

対象文書3の①の監督復命書の参考事項・意見欄のうち、なお不開示とした部分には、臨検監督を実施したことにより判明した事実、指導内容、担当官の意見等、所属長に復命するために必要な情報が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場の信用を低下させ取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当する。

一方、労働基準法等には、労働基準監督官の臨検を拒み、妨げ、もしくは忌避し、その尋問に対して陳述せず、もしくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者には罰則が設けられているが、これらの規定は、刑事罰による威嚇的效果により臨検監督の実効性を間接的に担保するものであり、直接的又は物理的な強制力を伴うものではない。また、労働基準監督官が、労働基準法等関係法令違反の事案を確認した場合、直ちに強制力を有する司法上の権限を行使するのではなく、まず、当該違反について強制力を有しない行政指導である是正勧告を行い、当該事業場から自主的な改善の報告を受けて当該違反の是正確認を行うなどの方法により、労働基準法等関係法令の履行確保を図ることを基本としている。

このように、労働基準監督官による臨検監督において、事業場の実態を正確に把握し、労働基準法等関係法令違反の事実を迅速に発見して改善を図らせるため、事業場の任意の協力は不可欠なものである。このため、これらの情報が開示されることとなれば、特定事業場の関係者が労働基準監督官の実施する臨検監督における行政指導に対して消極的な対応になるとともに、不利益となる情報等が請求人に開示された場合の影響等を憂慮するあまり、真実や率直な意見等を述べることを差し控え、また関係資料の提出を拒むなど任意の協力が得られなくなり、その結果、労働基準監督官が行う監督指導業務等において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、ひいては、労働者の権利を速やかに回復し、その救済を図ることが困難になるおそれがある。

また、これらの情報には、担当官の意見や行政の判断の基礎とな

る情報が記載されており、これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督官の意思決定の経過等が明らかになるため、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同条3号ロ、5号及び7号イにも該当するため、不開示とすることが妥当である。

対象文書3の②は、労働基準監督官の調査手法が記載されており、これらの情報が開示されることとなれば、調査手法が明らかになり、労働基準監督官の行う監督指導業務において、正確な事実を把握できなくなり違法行為の発見が困難になるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

#### (イ) 監督復命書の参考事項・意見欄以外の部分

対象文書3の①の監督復命書の参考事項・意見欄以外の部分には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であり、請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場における信用を低下させ取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらが開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同条3号ロ、5号及び7号イにも該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書3の③は、請求人以外の個人に関する情報であり、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれ

にも該当しないため、当該部分を不開示とすることが妥当である。

#### エ 是正勧告書（控）（対象文書４）

是正勧告書（控）は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督を行った際に、労働基準法等関係法令に違反があった場合、その違反事項については是正すべき旨を記して、当該事業場に対して交付する文書の控えである。一般的には、是正勧告書（控）の標題が付され、「交付年月日」、「事業の名称」、「代表者職氏名」、「事業場の名称」、「労働基準監督署名」、「労働基準監督官の氏名」、「前文」、「法条項等」、「違反事項」、「是正期日」、「是正確認」、「受領年月日」、「受領者職氏名」が記載されている。

対象文書４の①の是正勧告書（控）のうち、なお不開示とした部分には、被申告事業場の労働者に対する労働基準法等関係法令の違反内容、是正の期限の情報等が記載されており、これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、これらの情報には、特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、法１４条３号イ及びロ、５号並びに７号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書４の②は、請求人以外の個人に関する情報であり、法１４条２号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、当該部分を不開示とすることが妥当である。

#### オ 指導票（控）（対象文書５）

指導票（控）は、労働基準監督官等が事業場に対し臨検監督を行った際に、労働基準法等関係法令に照らし、改善を求める必要があると判断される事項があった場合、その事項について改善すべき旨を記載して、当該事業場に対して交付する文書の控えである。



一般的には、指導票（控）の標題が付され、「交付年月日」、「事業場の名称」、「代表者職氏名」、「労働基準監督署名」、「労働基準監督官等の官職及び氏名」、「前文」、「指導事項」、「受領年月日」、「受領者職氏名」等が記載されている。

指導票（控）の前文には指導事項の改善状況の報告期日、指導事項には、特定事業場における内部管理等に関する情報、労働基準法等関係法令に照らし改善すべき指導事項等が記載されている。

対象文書5の①は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的かつ詳細な情報が記載されているが、申告者である請求人が知り得る情報であるとは認められないため、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場の信用を低下させ取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報には、特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させるなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものである。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同条3号ロ及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書5の②は、請求人以外の個人に関する情報であり、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、当該部分を不開示とすることが妥当である。

#### カ 特定事業場から提出された文書（対象文書6）

対象文書6の特定事業場から提出された文書には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報は特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されている

ことから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同条3号ロ、5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書6には、請求人以外の個人に関する情報が含まれており、これらの情報は法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、当該部分を不開示とすることが妥当である。

### (3) 新たに開示する部分について

対象文書4の④は、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

### 4 請求人の主張に対する反論について

請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「開示された文書には、私が会社から使用させられた特定機械も特定部品メーカー、品番、型番、状態等が一切記載されていない（検査をしているのだから知っているはず）私が特定監督署特定担当者及び監督署と電話口頭監督署内面会等にて会話した内容等が多々欠落している 開示されていない部分が多々ある 一連の事が、私には監督署側の人間が、自分達の都合の良いところだけを開示して、都合の悪いところは闇に葬っていて隠ぺい工作と強く感じてしまう（会話等は録音有り）」等と主張してその開示を求めているが、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示の判断をしているものであり、請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

### 5 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、上記3(3)で開示するとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年2月6日 諮問の受理

- |              |  |
|--------------|--|
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受                          |
| ③ 同年3月18日    | 審議                                     |
| ④ 同月10日      | 審査請求人から意見書を收受                          |
| ⑤ 同月31日      | 審査請求人から意見書を收受                          |
| ⑥ 同年4月20日    | 審査請求人から意見書を收受                          |
| ⑦ 同年5月7日     | 審査請求人から意見書を收受                          |
| ⑧ 同月18日      | 審査請求人から意見書を收受                          |
| ⑨ 平成28年7月28日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、<br>本件対象保有個人情報を見分及び審議 |
| ⑩ 平成29年1月19日 | 審議                                     |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成25年特定月日特定事業場内にて起きた私の労災事故の死傷病報告書が、その都度遅滞なく提出しなければならない義務があるにもかかわらず、平成26年特定月日A時点で提出されていない事について私が特定監督署担当者に申告した件全般、特定月日Bに書類送付にて申告した件、調査内容、指導内容、申告内容、判断過程等」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表2の1欄に掲げる文書1ないし文書7に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分の全部開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

### 2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、別表1の1欄に掲げる文書4（是正勧告書（控））の③「是正確認」欄については、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明する。

当審査会において見分したところ、当該部分には、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することができる情報の記載は認められない。そこで、当該部分がその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

当該部分は、認印の押印欄及び確認方式から構成され、是正状況の確認者が誰であるかについての情報及び再監督、実地調査、書面又は口頭のいずれの方法により是正を確認したかについての情報が記載されることとなっており、これらは専ら業務処理上必要な情報であって、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

#### (1) 別表2に掲げる文書1（申告処理台帳及び申告処理台帳続紙）の不開示部分について

##### ア 文書1の①の不開示部分について

文書1の①の不開示部分には、当該申告事案について、労働基準監督官が行った調査内容や被申告事業場の担当者との具体的なやり取りの内容等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、これを開示すると労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

##### イ 文書1の②の不開示部分について

(ア) 文書1の②の不開示部分のうち、13頁の「処理経過」欄5行目1文字目ないし10文字目及び21頁の「処理経過」欄8行目12文字目ないし18文字目については、原処分で開示されている13頁の「処理方法」欄5行目及び下記(2)イ(ア)aにおいて開示すべきとする153頁の記載から推認できる内容であると認められる。

このため、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、また、同様の理由により、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。さらに、当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報が記載されているとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 文書1の②の不開示部分のうち、上記(ア)で開示すべきとする部分を除く部分には、被申告事業場の担当者との具体的なやり取りの内容等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 文書1の③の不開示部分について

(ア) 文書1の③の不開示部分のうち、27頁の「処理経過」欄1行目については、原処分で開示されている27頁の「処理方法」欄1行目の記載から推認できる内容であると認められる。

このため、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、また、同様の理由により、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 文書1の③の不開示部分のうち、上記(ア)で開示すべきとする部分を除く部分には、当該申告事案について、労働基準監督官が行った調査内容等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 文書1の④の不開示部分について

文書1の④の不開示部分には、当該申告事案について、労働基準監督官が行った調査内容等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表2に掲げる文書2(担当官が作成又は収集した文書)の不開示部分について

ア 文書2の①の不開示部分について

文書2の①の不開示部分には、申告者である審査請求人からの電話を受けた特定労働基準監督署の職員の意見等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。したがって、当該部分は、上記(1)アと同様の理由により、法14条7号イに該

当し、不開示とすることが妥当である。

イ 文書2の②の不開示部分について

(ア) 文書2の②の不開示部分のうち、153頁は、労働基準監督官が被申告事業場に送付したFAX文書であると認められる。

a このうち、右上の枠内、1行目ないし5行目、6行目1文字目ないし4文字目、12文字目、7行目1文字目ないし17文字目及び8行目ないし11行目は、特定労働基準監督署名、当該FAX文書の項目等であり、審査請求人以外の個人に関する情報が記載されているとは認められない。また、これを開示しても当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、さらに、同様の理由により、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

b 153頁の7行目18文字目及び19文字目は、労働基準監督官の氏である。労働基準監督官の氏は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、労働基準監督官の氏であることから、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ)における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し、これを開示したとしても特段の支障の生ずるおそれがあるとも認められないことから、同号ただし書イに該当する。また、これを開示しても当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、さらに、同様の理由により、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当し、同条3号イ、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

c 153頁の6行目5文字目ないし11文字目は、被申告事業場の担当者の職氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

d 153頁のうち、上記aないしcの部分を除く部分には、労働基準監督官の指導に係る手法等に関する情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。したがって、当該部分は、上記(1)アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書2の②の不開示部分のうち、208頁の決裁印欄、212頁の決裁印欄、226頁の決裁印欄及び227頁の決裁印欄は、当該頁の文書を特定労働基準監督署内で供覧するために押された様式印であると認められ、上記(ア)aと同様の理由により、法14条2号、3号イ、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。また、当該決裁印欄に押された印影は、特定労働基準監督署の職員の印影であり、上記(ア)bと同様の理由により、同条2号ただし書イに該当し、同条3号イ、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(ウ) 文書2の②の不開示部分のうち、226頁の1行目、2行目1文字目ないし3文字目、11文字目、3行目1文字目、2文字目及び7文字目、227頁の1行目、229頁の1行目ないし3行目、5行目、7行目42文字目ないし45文字目及び22行目、230頁の2行目並びに233頁の右上の手書き部分は、当該頁の文書の標題や項目等であり、上記(ア)aと同様の理由により、法14条2号、3号イ、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(エ) 文書2の②の不開示部分のうち、226頁の2行目4文字目ないし10文字目、12文字目ないし16文字目、3行目3文字目ないし6文字目、8文字目及び9文字目並びに229頁の4行目は、特定労働基準監督署等の職員の職氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個

人を識別することができるものに該当する。

このうち、226頁の2行目4文字目、5文字目、12文字目、13文字目、3行目3文字目、4文字目、8文字目及び9文字目並びに229頁の4行目3文字目ないし6文字目は、特定労働基準監督署等の職員の氏名であり、上記（ア）bと同様の理由により、法14条2号ただし書イに該当し、同条3号イ、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

また、その余の部分は、特定労働基準監督署等の職員の特定役職名であり、公務員の職であることから法14条2号ただし書ハに該当し、また、これを開示しても当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、さらに、同様の理由により、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。したがって、当該部分は、法14条2号ただし書ハに該当し、同条3号イ、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（オ）文書2の②の不開示部分のうち、229頁の6行目ないし7行目41文字目及び23行目ないし25行目については、当該申告事案の当事者である審査請求人であれば、当然承知している情報であると認められ、上記（2）イ（ア）と同様の理由により、法14条2号、3号イ、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（カ）文書2の②の不開示部分のうち、上記（ア）ないし（オ）で判断した部分を除く部分には、当該申告事案について、労働基準監督官が行った調査事項や調査内容、被申告事業場の見解等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。したがって、当該部分は、上記（1）アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（3）別表2に掲げる文書3（監督復命書及び続紙）の不開示部分について  
ア 文書3の①の不開示部分について

（ア）文書3の①の不開示部分のうち、80頁の「労働者数」欄の不開示部分、「労働組合」欄及び「週所定労働時間」欄並びに237頁の「労働者数」欄の不開示部分、「労働組合」欄及び「週所定労働時間」欄については、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した被申告事業場の内部情報であり、また、審査請求人が



特定事業場を退職した日以降の情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記（１）アと同様の理由により、法 14 条 7 号イに該当し、同条 3 号イ及びロ並びに 5 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（イ）文書 3 の①の不開示部分のうち、80 頁の「署長判決」欄及び 237 頁の「署長判決」欄は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかになる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記（１）アと同様の理由により、法 14 条 7 号イに該当し、同条 3 号イ及びロ並びに 5 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（ウ）文書 3 の①の不開示部分のうち、80 頁、81 頁、237 頁及び 238 頁の「参考事項・意見」欄について

a 80 頁の「参考事項・意見」欄 4 行目、81 頁の「参考事項・意見」欄 3 行目ないし 4 行目 20 文字目、35 文字目ないし 5 行目 32 文字目、12 行目、16 行目 8 文字目ないし 17 文字目、18 行目ないし 22 行目 11 文字目及び 25 行目 1 文字目ないし 8 文字目、237 頁の「参考事項・意見」欄 4 行目並びに 238 頁の「参考事項・意見」欄 4 行目及び 9 行目については、原処分で開示されている 33 頁の「処理経過」欄 9 行目ないし 21 行目の記載、80 頁の「参考事項・意見」欄 1 行目 1 文字目ないし 21 文字目及び 35 文字目ないし 3 行目 18 文字目の記載並びに 237 頁の「参考事項・意見」欄 1 行目 19 文字目ないし 2 行目 2 文字目の記載と同様の内容であると認められる。

このため、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、また、同様の理由により、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。さらに、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められない。したがって、当該部分は、法 14 条 3 号イ及びロ、5 号並びに 7 号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

b 80 頁、81 頁、237 頁及び 238 頁の「参考事項・意見」

欄のうち、上記 a で開示すべきとする部分を除く部分に記載されている情報は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、上記（１）アと同様の理由により、法 14 条 7 号イに該当し、同条 3 号イ及びロ並びに 5 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（エ）文書 3 の①の不開示部分のうち、80 頁の「違反法条項・指導事項」欄 1 行目及び 2 行目、「是正期日」欄 1 行目ないし 3 行目及び 237 頁の「是正期日」欄 1 行目に記載されている情報は、違反法条項、指導事項及びその是正期日に係る情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 3 号イに該当し、同条 3 号ロ、5 号及び 7 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 文書 3 の②の不開示部分について

文書 3 の②の不開示部分に記載されている情報は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記（１）アと同様の理由により、法 14 条 7 号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 文書 3 の③の不開示部分について

文書 3 の③の不開示部分には、面接者の職氏名が記載されており、上記（２）イ（ア）c と同様の理由により、法 14 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（４）別表 2 に掲げる文書 4（是正勧告書（控））の不開示部分について

ア 文書 4 の①の不開示部分について

（ア）文書 4 の①の不開示部分のうち、「法条項等」欄、「違反事項」欄及び「是正期日」欄の 13 行目ないし 18 行目には、何ら記載されておらず、上記（３）ア（ウ）と同様の理由により、法 14 条 3 号イ及びロ、5 号並びに 7 号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（イ）文書 4 の①の不開示部分のうち、上記（ア）で開示すべきとする部分を除く部分には、違反法条項、違反事項及びその是正期日に係

る情報等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記（３）ア（エ）と同様の理由により、法１４条３号イに該当し、同条３号ロ、５号及び７号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 文書４の②の不開示部分について

文書４の②の不開示部分には、特定事業場の担当者の職氏名が記載されており、上記（２）イ（ア）ｃと同様の理由により、法１４条２号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（５）別表２に掲げる文書５（指導票（控））の不開示部分について

ア 文書５の①の不開示部分について

（ア）文書５の①の不開示部分のうち、２３９頁の「指導事項」欄１行目１文字目ないし１７文字目及び２１文字目ないし２行目については、本件申告事案の当事者である審査請求人が当然知り得る情報であり、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法１４条３号イ及びロ並びに７号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（イ）文書５の①の不開示部分のうち、上記（ア）で開示すべきとする部分を除く部分には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことによる被申告事業場への具体的な指導内容及び改善状況の報告期限が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記（３）ア（エ）と同様の理由により、法１４条３号イに該当し、同条３号ロ及び７号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 文書５の②の不開示部分について

文書５の②の不開示部分には、受領者の職氏名及び印影が記載されており、上記（２）イ（ア）ｃと同様の理由により、法１４条２号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（６）別表２に掲げる文書６（特定事業場から提出された文書）の不開示部分について

ア 文書６の不開示部分のうち、１４１頁の受理印、２４０頁の受理印及び２４７頁の受付印について

当該部分は、労働基準監督署において、当該文書を受理（受付）し

た際の受理（受付）印であり，審査請求人以外の個人に関する情報が記載されているとは認められない。また，これを開示しても当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ，労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず，さらに，同様の理由により，犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。加えて，行政機関の要請を受けて，開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められない。したがって，当該部分は，法14条2号，3号イ及びロ，5号並びに7号イのいずれにも該当せず，開示すべきである。

イ 文書6の不開示部分のうち，上記アで開示すべきとする部分を除く部分について

当該部分は，被申告事業場から提出された文書であり，これらの文書が被申告事業場から提出された事実自体が，審査請求人が知り得ることではなく，これらを開示すると，被申告事業場の事業主を始めとする各事業主が，労働基準監督官に対する関係資料の提出等に非協力的となり，労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法14条7号イに該当し，同条2号，3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない，又は法14条2号，3号イ及びロ，5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち，別表2の4欄に掲げる部分は，同条2号，3号イ及びロ，5号並びに7号イのいずれにも該当せず，開示すべきであるが，その余の部分は，審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない，又は同条2号，3号イ及び7号イに該当すると認められるので，同条3号ロ及び5号について判断するまでもなく，不開示とすることは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表 1

1 諮問庁が保有個人情報の非該当を主張する部分	2 保有個人情報該当性
文書 4 ③ 是正勧告書（控）（82頁）の是正確認欄	該当しない

別表 2

1 文書番号, 文書名及び頁			2 原処分において不開示とされている部分	3 不開示情報該当性（法14条）	4 開示すべき部分
番号	文書名	頁			
1	申告処理台帳及び申告処理台帳続紙	1及び6ないし35	① 11頁の「処理経過」欄17行目, 19行目及び20行目, 13頁の「処理経過」欄1行目ないし3行目, 15頁の「処理経過」欄1行目ないし3行目及び5行目ないし7行目, 16頁の「処理経過」欄13行目ないし16行目, 23頁の「処理経過」欄21行目及び22行目, 24頁の「処理経過」欄17行目及び18行目並びに28頁の「処理経過」欄1行目ないし3行目	2号, 3号イ, 5号及び7号イ	なし
			② 13頁の「処理経過」欄5行目及び6行目, 16頁の「処理経過」欄5行目, 21頁の「処理経過」欄1行目, 7行目及び8行目, 23頁の「処理経過」欄		

			過」欄 1 7 行目, 2 4 頁の「処理経過」欄 1 3 行目及び 1 4 行目, 3 1 頁の「処理経過」欄 5 行目及び 6 行目並びに 3 2 頁の「処理経過」欄 5 行目及び 6 行目		文字目
			③ 1 3 頁の「処理経過」欄 8 行目ないし 1 2 行目並びに 2 7 頁の「処理経過」欄 1 行目及び 2 行目	3 号イ, 5 号及び 7 号イ	2 7 頁の「処理経過」欄 1 行目
			④ 2 1 頁の「処理経過」欄 3 行目ないし 5 行目, 2 2 頁の「処理経過」欄 1 3 行目, 1 4 行目, 1 7 行目及び 1 8 行目, 2 3 頁の「処理経過」欄 1 行目及び 2 行目, 3 2 頁の「処理経過」欄 1 行目及び 2 行目並びに 3 5 頁の「処理経過」欄 1 3 行目及び 1 4 行目	5 号及び 7 号イ	なし
2	担当 官が 作成 又は 収集 した 文書	7 7 ないし 7 9, 8 4 ないし 8 9, 1 2 5, 1 4 3, 1 5 2, 1 5 3, 1 9 0 ないし 9 3, 1 0 9 ないし 2 1 2 頁, 2	① 7 7 頁 5 行目 2 2 文字目ないし 4 2 文字目, 1 9 行目 2 7 文字目ないし 2 0 行目及び 7 9 頁 1 2 行目 2 文字目ないし 2 0 文字目	7 号イ	なし
			② 8 4 頁ないし 8 9 頁, 1 2 5 頁, 1 4 3 頁, 1 5 2 頁, 1 5 3 頁, 1 9 0 頁ないし 1 9 3 頁, 2 0 8 頁, 2 0 9 頁, 2 1 2 頁, 2	2 号, 3 号イ, 5 号及び 7 号イ	1 5 3 頁の右上の枠内, 1 行目ないし 5 行目, 6 行目 1 文字目ないし 4 文字目, 1 2 文字目及び 7 行目ない

		いし1 93, 208 , 20 9, 2 12, 213 , 21 7ない し22 4及び 226 ないし 236	13頁, 217頁ない し224頁及び226 頁ないし236頁		し11行目 208頁の決裁印 欄 212頁の決裁印 欄 226頁の決裁印 欄及び1行目ない し3行目 227頁の決裁印 欄及び1行目 229頁の1行目 ないし7行目45 文字目及び22行 目ないし25行目 230頁の2行目 233頁の右上の 手書き部分
3	監督 復命 書及 び続 紙	80, 81, 237 及び2 38	① 80頁の「労働者 数」欄の不開示部分, 「労働組合」欄,「週所 定労働時間」欄,「署長 判決」欄,「参考事項・ 意見」欄4行目及び5 行目,「違反法条項・指 導事項等」欄1行目及 び2行目,「是正期日」 欄1行目ないし3行 目,81頁の「参考事 項・意見」欄,237 頁の「労働者数」欄の 不開示部分,「労働組 合」欄,「週所定労働時 間」欄,「署長判決」 欄,「参考事項・意見」 欄4行目及び5行目, 「是正期日」欄1行目 並びに238頁の「参	3号イ及 びロ,5 号並びに 7号イ	80頁の「参考事 項・意見」欄4行 目 81頁の「参考事 項・意見」欄3行 目ないし4行目2 0文字目,35文 字目ないし5行目 32文字目,12 行目,16行目8 文字目ないし17 文字目,18行目 ないし22行目1 1文字目及び25 行目1文字目ない し8文字目 237頁の「参考 事項・意見」欄4 行目 238頁の「参考



			考事項・意見」欄		事項・意見」欄 4 行目及び 9 行目
			② 80 頁の「参考事 項・意見」欄 1 行目 2 2 文字目ないし 3 4 文 字目及び 3 行目 1 9 文 字目ないし 3 1 文字目	7 号イ	なし
			③ 80 頁及び 2 3 7 頁 の「面接者職氏名」欄	2 号	なし
4	是正 勸告 書 (控 )	8 2	① 9 行目 1 1 文字目な いし 1 0 行目 2 5 文字 目, 1 6 行目ないし 1 8 行目, 「法条項等」 欄, 「違反事項」欄及び 「是正期日」欄	3 号イ及 びロ, 5 号並びに 7 号イ	「法条項等」欄, 「違反事項」欄及 び「是正期日」欄 の 1 3 行目ないし 1 8 行目
			② 「受領年月日受領者 職氏名」欄の不開示部 分	2 号	なし
			③ 「是正確認」欄	保有個人 情報非該 当	なし
			④ 上記①ないし③を除 く箇所	新たに開 示	—
5	指導 票 (控 )	8 3 及 び 2 3 9	① 8 3 頁の 1 2 行目 1 4 文字目ないし 1 8 文 字目及び「指導事項」 欄並びに 2 3 9 頁の 1 2 行目 1 4 文字目ない し 1 8 文字目及び「指 導事項」欄の不開示部 分	3 号イ及 びロ並び に 7 号イ	2 3 9 頁の「指導 事項」欄 1 行目 1 文字目ないし 1 7 文字目及び 2 1 文 字目ないし 2 行目
			② 8 3 頁及び 2 3 9 頁 の「受領年月日受領者 職氏名」欄の不開示部 分	2 号	なし

6	特定事業場から提出された文書	90ないし124, 126ないし142, 144ないし151, 154ないし189, 194ないし207, 210, 211, 214ないし216, 225及び240ないし408	対象文書全体	2号, 3号イ及び口, 5号並びに7号イ	141頁の受理印 240頁の受理印 247頁の受付印
7	審査請求人から提出された文書	2ないし5及び36ないし76	なし	—	—

(注) 対象文書には頁番号は付番されていないが、対象文書の1枚目ないし408枚目に1頁ないし408頁と付番したものを「頁」として記載している。